

介護老人保健施設狭山ケアセンター 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設狭山ケアセンター
・開設年月日	1996年（平成8年）8月8日
・所在地	埼玉県狭山市大字北入曽1443-7
・電話番号	04-2956-7311
・ファックス番号	04-2956-7313
・管理者名	施設長 宮田 和豊
・介護保険事業者番号	(1152780021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、介護老人保健施設狭山ケアセンターでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 介護老人保健施設狭山ケアセンターの運営方針

介護老人保健施設狭山ケアセンターは、全利用者様の在宅復帰（準在宅施設を含む）を目指す自立支援型サービスの提供を行う施設です。また、この地域に有する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者様及びご家族に安心、満足、可能性の追及のケアを提供することを運営の基本方針としています。具体的には、次に掲げる事項を施設職員全員が努力し、実現するよう全力で取り組みます。

① 利用者様の処遇

- ア 家庭的な雰囲気の中で優しさをもって利用者様の生活全般に配慮を図ります。
- イ 利用者様の健康回復を、各職種の有する技能で、細心の注意を図りつつ、入浴、食事、排泄等の介助をさせていただきます。
- ウ 五感の回復・充実を図り、利用者様の尊厳と人格に沿った、真に生きがいのある生活をしていただけるよう努めます。
- エ 利用者様の家族とのつながりを密にし、情報の交換を図り、お互いの理解を深めていくよう努めます。

② 職員の資質向上

利用者様へのサービスをより高めるために、職員の資質の向上に努めます。
施設内研修の機会を多くするとともに、関係機関等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、その内容を職員全般に啓蒙するよう努めます。

③ 地域との交流

施設の主な行事に、地域住民やご家族に声をかけ、お互いの交流を深めて施設への関心と理解を求めるよう努めます。

(4) 施設の職員体制 (2025 年 4 月時点)

	常 勤	非常勤	業務内容
・ 医 師	1 人	0 人	利用者様の妥当適切な診療
・ 看護職員	7 人	5 人	日々の健康状態のチェック
・ 薬剤師	0 人	1 人	処方箋指示による投薬業務
・ 介護職員	20 人	14 人	入浴食事等の介助及び援助
・ 支援相談員	4 人	0 人	ご家族等からの相談や援助
・ 作業療法士	2 人	2 人	作業療法やりハビリ(兼任含む)
・ 理学療法士	1 人	11 人	理学療法やりハビリ
・ 言語聴覚士	0 人	2 人	言語療法やりハビリ
・ 管理栄養士	1 人	2 人	利用者様の栄養管理
・ 介護支援専門員	1 人	1 人	施設サービス計画の作成
・ 事務職員	4 人	0 人	施設内の事務作業(兼任含む)
・ その他	0 人	8 人	施設ドライバー又は介護補助

※ 夜間勤務は、看護職員 1 名、介護職員 4 名

(5) 入所定員等

- ・ 定員： 100 名 (うち認知症専門棟 40 名)
- ・ 療養室： 31 室 (個室：6 室、2 人室：3 室、4 人室：22 室)

2. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案及び実施

(2) 食事 (食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。)

朝食 7 時 45 分～ 8 時 45 分

昼食 11 時 45 分～ 12 時 30 分

夕食 17 時 45 分～ 18 時 30 分

(3) 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応し、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護 (退所時の支援も行います)

- (6) リハビリテーション
- (7) 相談援助サービス
- (8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (9) 理美容サービス
- (10) 行政手続代行
- (11) その他

※ これらのサービスのなかには、利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただく場合もありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

・名 称	社会医療法人 入間川病院
・住 所	狭山市祇園17-2
・電話番号	04-2958-6111

(2) 協力歯科医療機関

・名 称	中山歯科医院
・住 所	入間市久保稲荷4-22-10
・電話番号	04-2963-4880

※緊急時の連絡先

緊急の場合には、「施設利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

(1) ハラスメントの禁止

当施設では、利用者様に安全で質の高いサービスを提供するため、また職員が安心して働くことでできる環境を維持するため、契約書に基づき、利用者様およびご家族等による以下の行為を禁止します。

- ① 身体的な攻撃（暴力、体罰等）
- ② 精神的な攻撃（暴言、威圧的な言動、侮辱、SNS等への誹謗中傷の書き込み等）
- ③ 過大な要求（法令や契約の範囲を超えた不当な要求、執拗な苦情等）
- ④ 性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント、卑猥な言動、不必要な身体への接触）

- ⑤ その他、甲等の言動により、サービス従事者の就業環境が著しく害される行為

(2) 面会

ア 面会時間は10時から20時までです。

面会時は、事務所窓口にある面会簿にご記入ください。夜間（17時半以降）は正面玄関が閉まっていますので、職員通用口よりインターフォンを押して下さい。開錠後は、2階サービスステーションにある面会簿にご記入のうえ、ご面会下さいますようお願いいたします。

※尚、感染症流行期に関しては、施設長の指示に基づき別途、お知らせ致します。

イ 面会時の食品のお持ち込みは、食品衛生上の観点から原則お断りさせていただきます。尚、ご利用中の期間において、食品の持ち込みを許可する方については、個別に医師又は看護師、担当の支援相談員よりお声がけさせていただきます。

(3) 外出及び外泊・面会

ご家族とのコミュニケーションを多くとっていただくためにも、面会・外出・外泊はできるだけ多くお願いいたします。また、外出・外泊時には各階のサービスステーションに置いてある「外出・外泊届」にご記入をお願いいたします。

なお、外泊については、1ヶ月7泊8日を限度といたします。

※感染流行期については、個別相談となります。

(4) 飲酒及び喫煙

ア 飲酒について

敷地内は、飲酒禁止となっております。

イ 喫煙について

敷地内は、禁煙となっております。

(5) 火気の取扱い

火気・火器の持ち込みはご遠慮ください。

(6) 設備・備品の持ち込み

原則、電気カミソリ以外の電気製品は使用できません。

(7) 金銭及び貴重品

盗難防止のため、現金や貴重品を持ち込まないでください。万一、紛失しても当施設では責任を負えません。

(8) 外泊時等の施設外での受診

入所中は原則として他の医療機関にかかることはできません。他の医療機関の受診を希望されるときは、看護師または支援相談員にご相談ください。施設医師の紹介状が必要になります。なお、付き添いはご家族の方でお願いいたします。

(9) ペットの持ち込み

ペットを連れてのご入所はご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、担架、螺旋滑り台等
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
要望や苦情などは、担当の支援相談員〔 中川・豊田・中村・杉田 〕にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

支援相談員：中川 勝成 豊田 利恵 中村 由理奈 杉田 南篤
☎ 04-2956-7311

また、施設窓口以外の苦情受付窓口として次の窓口があります。

(※下記に記載されていない場合は、別途他の自治体にお問い合わせ下さい。)

- (1) 狭山市役所 介護保険課 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
☎ 04-2953-1111 (代表)
- (2) 所沢市役所 介護保険課 〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎ 04-2998-9420 (直通)
- (3) 埼玉県国民健康保険団体連合会
〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番国保会館
☎ 048-824-2568 (苦情相談専用)
- (4) 東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
☎ 03-6238-0177 (相談・苦情受付専用)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

9. 介護保健施設サービスについて

(1) 介護保険証の確認

お申込みに当たり、利用者様の介護保険証等を確認させていただきます。

(2) 介護老人保健施設サービス（自立支援型サービス）

介護老人保健施設狭山ケアセンターは、運営方針にあるように自立支援型のサービスを提供する施設です。どのような介護サービス（自立支援型）を提供すれば在宅復帰可能な状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は利用者様に関わるあらゆる職種の協議によって作成されます。その際、利用者様及びご家族の希望を十分に取り入れることと同時に、利用者様には「有する能力に応じて自立した日常生活を営めるように努力すること」また、ご家族には「在宅復帰に向けて、出来る限り協力すること」について同意をいただくことになります。

それぞれの職種の役割について、介護保険法並びに関係法令に則り以下に示します。

※医療：医師・看護師【介護保険法第8条第28項】

- ・介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが医師・看護職員が常勤していますので、利用者様の状態に照らして適切な医療看護を行います。

※リハビリ：理学療法士・作業療法士【介護保険法第8条第28項】

- ・医師の指示に基づいた機能訓練目標の設定・評価・記録
【平12老企44第4の14、14ロ、15】
- ・他職種への日常生活上の留意点、介護の工夫などの伝達
【平12老企44第4の14ニ】
- ・在宅における日常生活活動（玄関の出入り動作、移動方法、排泄方法など）の能力評価、介護方法の伝達、福祉用具・住宅改修の助言
【平12老企40第2の6（16）】

※介護：介護職員【介護保険法第8条第28項】

- ・医学的管理の下の介護、日常生活上の世話（自立支援型介護の提供、生活リハビリ（集団・個別・レクリエーション）などの提供）
【平11厚40第18条第6項】

※食事：管理栄養士

- ・入所者の摂食嚥下機能、食形態に配慮した栄養管理、食事の提供
【平12老企44第4の16の（1）】
- ・入所者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好の把握
【平12老企44第4の16の（1）】
- ・栄養ケアマネジメントの実施、栄養ケア計画の作成、評価、記録
【平12老企40第2の5（20）④】
- ・食事箋に基づいた療養食の管理、提供
【平12老企40 6（22）2（13）準用】

※介護支援専門員

- ・施設サービス計画の作成・必要に応じた施設サービス計画の変更（適切な方法や入所者・その家族への面接による解決すべき課題の把握、担当者から専門的な見地による意見の聴取）、入所者・その家族への施設サービス計画の十分な説明文書での同意、施設サービス計画の実施状況の把握・記録
【介護保険法第69条の34、平11厚40第14条】
- ・要介護認定の更新の代行
【介護保険法第28条第4項】
- ・要介護状態区分の変更の代行
【介護保険法第29条第2項】
- ・苦情の内容等の記録
【平11厚40第24条第2項の4】
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
【平11厚40第24条第2項の5】

※支援相談：支援相談員

- ・利用者様やご家族の日常的な相談や援助（入所・退所相談、介護保険を中心とした社会保障制度の相談援助、在宅復帰における社会資源の提案など）

- ・入所・退所に関する業務（特養、有料なども含めた介護保険施設の情報提供と斡旋、入所申込書記入の援助）
- ・関係機関との連絡や調整（居宅介護支援事業所の介護支援専門員や介護保険内外に関わるサービス事業者への情報提供、医療機関・介護保険施設等への情報提供）
- ・多職種との連携（施設医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、管理栄養士、事務職員との報告・連絡・相談）
- ・地域との連携に関する業務（地域包括支援センターや地域における自主グループとの情報交換や交流）
- ・苦情などに関する業務（サービス提供時における利用者様やご家族からの苦情相談。苦情報告書の作成と施設内の情報共有）

（３）利用料金（別紙、料金表参照）

① 基本料金

なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

② その他の料金

I. 食費 1, 900円／日

※内訳（朝食：560円 昼食：670円 夕食：670円）

II. おやつ代（嗜好品） 100円／日

III. 居住費（療養室の利用費）

・従来型個室 1, 640円／日

・多床室 450円／日

※ 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の認定を受けている利用者の自己負担額については、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費及び居住費の上限となります。詳細については〈別添資料〉をご覧ください。

IV. 利用者様が選定する特別な療養室料

2階個室 2, 200円／日

※ 個室の利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室を利用の場合、外出時にも室料を頂くこととなります。

V. 理美容代 2, 200円／回

VI. 健康管理費 実費相当

※ コロナ又はインフルエンザ等の予防接種に係わる費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

VII. 私物洗濯代 300円／回

※ 施設で洗濯を行った場合のみお支払いいただきます。

VIII. 日用消耗品費 200円／日

※ 石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、サランラップやタオルペーパー等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

IX. 教育娯楽費 100円／日

※ レクリエーションで使用する、折り紙、粘土、画用紙、色鉛筆、半紙、墨汁模造紙等の材料や風船などの施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払

いただきます。

X. その他

各文書料 2, 200円/通

(4) 支払い方法

当施設が毎月2日と17日に利用料金の請求書と明細書を発行し、利用者様又は利用者様の代理人若しくは連帯保証人がこれを受領してから、5日以内に施設窓口で現金でお支払いただくことを原則とさせていただきます。この方法では不都合な場合は、お申し出ください。

10. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設狭山ケアセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
- －外部監査機関への情報提供

私は、介護老人保険施設狭山ケアセンターを利用するにあたり、利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(利用者の代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(事業所)

住 所 埼玉県狭山市北入曽 1 4 4 3 - 7 _____

氏 名 介護老人保健施設狭山ケアセンター 管理者 宮田 和豊 印 _____

(利用者の連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

説明者

氏 名 _____ 印 _____

説明年月日 年 月 日

附則 2014 年（平成 26 年）4 月利用料金改定
2018 年（平成 30 年）4 月利用料金改定
2018 年（平成 30 年）8 月一部改定
2019 年（令和 1 年）10 月一部改定
2020 年（令和 2 年）4 月一部改定
2020 年（令和 2 年）7 月一部改定
2023 年（令和 5 年）4 月一部改定
2024 年（令和 6 年）4 月一部改定
2025 年（令和 7 年）1 月一部改定
2025 年（令和 7 年）4 月一部改定
2026 年（令和 8 年）8 月一部改定